

# 訪問看護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 【目次】

- 1, 事業者（法人）及び事業所の概要
- 2, 事業の目的と事業方針
- 3, 職員の体制
- 4, 営業日・営業時間
- 5, 通常の事業の実施地域
- 6, 提供するサービスの内容
- 7, 利用料金とお支払方法
- 8, 秘密保持及び個人情報の保護
- 9, 虐待防止・身体拘束廃止
- 10, 緊急時における対応方法
- 11, 事故発生時の対応
- 12, ハラスメント
- 13, 衛生管理
- 14, 業務継続
- 15, 苦情の処理
- 16, その他

訪問看護ステーション結

## 1, 事業者（法人）及び事業所の概要

### (1) 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	Jケア株式会社
代表者氏名	代表取締役 松本 大幸
所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府中央区島之内一丁目10番15号 電話06-6696-8665 FAX06-6696-8664
法人設立年月日	平成27年9月9日

### (2) 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション結
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
所在地 (連絡先及び電話番号等)	恵庭市黄金中央1丁目13番地1 電話(0123)29-5785 FAX(0123)29-5786
事業所番号	第0161290093号
管理者の氏名	管藤 千春

## 2, 事業の目的と事業方針

事業の目的	在宅療養を希望する方の訪問看護
事業方針	1. 生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養ができるようサービス提供を行う。 2. 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、必要なときに必要な訪問看護の提供を行う。 3. 他の保険・医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

## 3, 職員の体制

管理者	看護師1名（常勤・看護職員と兼務）
看護職員	看護師3名（常勤・管理者と兼務1名、常勤2名、非常勤1名） 准看護師2名（常勤0名、非常勤2名）作業療法士2名（常勤） 言語聴覚士 2名（非常勤）

#### 4, 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土日祝日、12月30日～1月3日は休み）
営業時間	8：00～18：00（シフト制）

\*訪問日時については、医師の指示や利用者様のご都合・状況により、相談させていただきます。

#### 5, 通常の事業の実施地域

実施地域	恵庭市・北広島市・千歳市
------	--------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

#### 6, 提供するサービスの内容

##### (1) 提供するサービスの内容

訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要なケア・処置、リハビリを行い、在宅療養の援助を行います。

##### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他の利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### 7, 利用料金とお支払方法

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割）が利用者の負担額となります。医療保険の適用の場合は、保険証の種類によって自己負担額が異なります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙に記載します。

## 【保険外料金表】

### (1) 交通費

距離 (片道)	訪問 1 回あたりの料金
恵庭市内	無料
10km以内 (恵庭市内を除く)	500円
20km以内	700円
30km以内	1,000円

### (2) 受診の付き添い・見守りや外出等

定期受診	1時間：2,000円
緊急受診	1時間：2,500円
見守り (点滴や治療中等)	1時間：2,000円
体調に不安で短時間の外出付き添い等	1時間：2,000円

※交通費 (タクシー、介護タクシー) は、別途自己負担となります。

※病院での待ち合わせとなる場合もあります。

※業務の都合によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

### (3) 死後の処置料

永眠時の処置料	5,000円
---------	--------

※物品、材料費は実費とさせていただきます。

### (4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料が発生します。ただし、利用者様の病状の変化など、緊急のやむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前営業日の17時までに連絡がなかった場合	介護保険 (または医療保険) 規定料金の50%の額
--------------------------	---------------------------

### (5) その他の費用

ご自宅で訪問の際にかかる、電気、水道、ガス、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

## 【利用料のお支払方法】

事前に明治安田システム・テクノロジー株式会社 (MBS) と口座振替の手続きをとっていただきます。

料金は、月締めです。毎月10日前後に前月分の利用料をお知らせしますので、27日までに口座にご準備をお願いします。

## 8, 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報の提供を行ったり、用いることはありません。又、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。
- (3) 事業者は、利用者及びこの家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 9, 虐待防止・身体拘束廃止のための措置

- (1) 事業者は、利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業者は、利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ報告いたします。
- (2) 事業者は、虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (3) 事業者は、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。
- (4) 事業者が身体拘束を緊急やむを得えず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
  - ①切迫性：利用者様本人または他の方の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
  - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
  - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

## 10, 緊急時における対応方法

訪問中に利用者様の病状及び生活に急変、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族、担当介護支援専門員及び関係連絡先等に連絡するなどの措置を講じます。

主治医 病院名及び主治医名

電話番号

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ご家族 氏名

電話番号

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名

電話番号

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 11, 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護提供により事故が発生した場合は、速やかに家族・担当介護支援専門員、市町村へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、損害の発生について、利用者の故意又は、過失が認められた場合には、利用者の置かれた身心の状況等により、減額するのか相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 12, ハラスメント防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについての説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

## 13, 衛生管理

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護職等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理をします。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 14, 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 15, 苦情の処理

事業所は、提供した訪問看護サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明します。

- (1) 当事業所における苦情やご相談は下記の窓口でお受けします。

事業所 相談窓口	電話 (0123) 29-5785
	月曜日～金曜日 (土日祝日、12月30日～1月3日は休み) 8:30～17:30
	担当者 管藤 千春

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情 受付機関	北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	電話 (011) 231-5165
	恵庭市役所 介護保険課相談窓口	電話 (0123) 33-3131
	北広島市役所保健福祉部高齢者支援課	電話 (011) 372-3311
	千歳市役所 保健福祉部高齢者支援課	電話 (0123) 24-3131

16, その他

- ・交通事情により、到着時間が前後することがあります。
- ・訪問看護師は、完全受け持ち制ではありませんので、ご理解ください。
- ・訪問中の喫煙は、受動喫煙となり、訪問看護師への健康に影響を与えますので、控えていただきます。
- ・ペットについては、看護に影響がある場合、訪問中はゲージか、別室へ移動をお願いいたします。

訪問看護の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 北海道恵庭市黄金中央1丁目13-1

名称 Jケア株式会社北海道支店

代表取締役 松本 大幸 印

説明者 訪問看護ステーション結

管理者 管藤 千春 印

西暦 年 月 日

私は、訪問看護の契約にあたり、事業者から重要事項説明書の内容について説明を受け、理解したうえで同意、交付を受けました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

署名代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係： \_\_\_\_\_

署名代行事由： \_\_\_\_\_